

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年6月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年6月まで

私は、昭和45年9月*日に結婚し、その後47年8月に帰化した。その時に、役所の女子職員から、日本国民になったら、国民年金に加入する義務があると言われたこともあり、国民年金の加入手続をした。その時、私はすでに30歳だったので、他の人より10年も加入期間が短いことから、年金を増やすために付加保険料の届出も行った。

当時の領収書などは保管していないが、納付したことは間違いないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和49年10月29日に国民年金保険料の付加保険料の納付申出を行っていることが記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入状況を検証したところ、申立人の同手帳記号番号の払出日は同年10月29日であることが推認できることから、申立人がこのころに付加保険料の納付申出も含め、国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、A市の収滞納一覧表によると、申立人の昭和49年度に係る国民年金保険料の賦課状況欄には、昭和49年4月から50年3月までの期間について、付加保険料の納付対象者と記録されていることから、同市において、49年度当時、申立人に対して、付加保険料を含めた国民年金保険料の納付書が発行されていたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の両親が経営する店で働いており、繁盛していたとしているところ、その店は、当時、大きな店構えであったことが確認できる上、A市において繁盛していた店であるとの証言がある。

これらのことを踏まえると、申立人が、国民年金の加入手続に際し、付加保険料を任意納付する申出を行い、納付書が発行されているにもかかわらず、申立期間のうち、昭和49年4月から51年6月までの国民年金保険料（定額＋付加）を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和47年8月から49年3月までについては、申立人は、帰化の許可後、戸籍の届出のため市役所に行った時、国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含め納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年10月に払い出されていることが推認でき、申立人の主張と相違する上、申立人にはさかのぼって保険料を納付したとする具体的な記憶は無く、当該期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和47年ごろに、上記とは別の同手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人が同年8月から49年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年6月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの期間及び平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から54年3月まで
② 平成2年4月

私は、昭和50年7月に店を開業し、妻と二人で老後のためにと考え、年金保険料だけは信念を持って納付し続けてきた。この度、ねんきん特別便で保険料の納付記録が合計10か月間未納となっていると知らされたため、社会保険事務所(当時)に相談したが、納付記録は無いとの説明を受けた。

申立期間については妻が家計を管理しており、妻が保険料を納めてくれていた。自営業のため、信用金庫の行員が集金に来ていたが、当時、年金の納付書は綴りになっており、その納付書と保険料を行員に渡して妻の分と一緒に納付していた。また、社会保険事務所(当時)から納付書が送られてきても、近くのA郵便局かB郵便局の窓口ですぐにきちんと支払っていたと思う。申立期間について、なぜ未納となっているのかわからない。国を信じていただけに残念であり、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、9か月と比較的短期間であり、当該期間の前は納付済みで、当該期間の後については過年度納付によって納付していることが確認できる上、申立人は、当該期間より前にも過年度納付するなどして保険料の未納が生じないように納付してきたことがうかがえることから、当該期間のみ納付しなかったとする理由は見当たらない。

さらに、申立期間②については、1か月と短期間であり、当該期間の前後は納付済みで、保険料を納めていた申立人の妻によると、夫の国民年金保険料の納付を優先していたとしているところ、申立人夫婦の納付記録は、夫を優先して保険料を納付していたと考えられる経緯が見受けられるほか、当該期間について申立人の妻の保険料は納付済みであることから、申立人の保険料についても併せて納付していたものと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和53年7月から54年3月までの期間及び平成2年4月について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から58年2月までの期間、同年4月及び63年6月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から同年9月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から58年2月まで
④ 昭和58年4月
⑤ 昭和59年2月
⑥ 昭和59年4月から60年3月
⑦ 昭和60年4月から平成2年3月まで

昭和50年7月に夫が店を開業し、私たちは自営業なので、夫と二人で老後のためにと、年金保険料だけは信念を持って納付し続けてきた。

この度、ねんきん特別便で申立期間について保険料を納付していないことになっていることを知り、A社会保険事務所(当時)に相談したが、納付記録は無いとの説明を受けた。申立期間については、家計の切り盛りは妻である私が担当し、夫の分と私の分の保険料をきちんと納めていた。自営業のため、信用金庫の行員が集金に来ていたが、当時、年金の納付書は綴りになっており、その納付書と保険料を行員に渡していた。また、社会保険事務所(当時)から納付書が送られてきても、近くのA郵便局かB郵便局の窓口ですぐにきちんと支払っていたと思う。申立期間についてなぜ保険料を納めていないことになっているのか分からない。国を信じていただけに残念である。

それぞれの申立期間については、昭和52年7月から同年9月までの分(申立期間①)と、53年1月から同年3月までの分(申立期間②)については、夫の保険料と一緒に納付していた。

また、昭和53年4月から58年2月までの分(申立期間③)については、何

か通知が来て、10年過ぎると納められなくなるということだったので、それにしがって63年ごろに40数万円くらいの大金でまとめて納めたことをよく覚えている。そのことを姉にも話し、姉もその時のことを覚えている。

さらに、昭和58年4月（申立期間④）と59年2月（申立期間⑤）については、毎月の納付ではなく、まとめて支払った記憶があり、同年の2月（申立期間⑤）については、重複で支払ったということですのですぐに保険料還付の連絡があったこともよく覚えている。

加えて、昭和60年4月から平成2年の3月までの期間（申立期間⑦）については、夫と一緒に納付したと思う。

あんなにまとめて納付し、姉にも話しをしたことをよく覚えているのに、その記録が無いことが信じられず、大変ショックだった。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦のうち、昭和63年6月から平成2年3月までの期間については、オンライン記録により、申立人に対して同年7月7日に納付書が発行されたことが確認でき、当該期間については納付書によって過年度納付が可能であったと考えられる。また、同年5月分以降については、口座振替によって申立人夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付し、遅滞なく納付していることが確認できる上、追納を行うなど納付の勧奨に応じ、未納を埋めようとしている姿勢がうかがえることから、当該期間の過年度納付書が発行された際に、申立人が保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

申立期間④については、申立人は平成5年3月から6年3月までの期間に、申立期間④の前後の申請免除期間について1か月分ずつ追納していることが確認でき、定期的にそれぞれの納付期限までに各月納付していることから、申立期間④についてのみ納付しない理由は見当たらない。

申立期間③については、申立人は、「昭和63年ごろだったと思うが、何か通知が来て、10年過ぎると納められなくなるということだった。」と申立てているところ、申立人は、昭和53年度に初めて申請免除の手続きを行っており、63年は当該申請免除の追納期限である10年目に当たり、A年金事務所によれば、「追納の勧奨状は、免除をして初めて10年を迎える者に対して送っていた。」と回答していることから、申立人が主張する追納の端緒となった事情と一致する。

また、申立人の姉によれば、申立人が、「10年猶予していた保険料をまとめて支払ってきたという話を聞き、姉として褒めてあげたことをよく覚えている。」と証言しており、当時、申立期間③以外に一度にまとめて追納したと考

えられる期間はほかには見当たらないことから、当該期間の追納に関する証言であると推認でき、当該期間の国民年金保険料を追納していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②については、市の国民年金被保険者台帳において、申立人及びその夫に係る当該期間の国民年金保険料について納付されたことは確認できない上、国民年金被保険者原票においても申立人に係る納付は確認できず、申立人の夫については、当該期間の保険料を昭和53年6月ごろに過年度納付によって納付していることが確認できるところ、同時期に申立人は申請免除期間中であり、そのころに申立人が申立期間①及び②の保険料をさかのぼって納付していたとする事情は見当たらない。

また、申立期間⑤については、申立人は平成5年3月から6年3月までの期間に、申立期間⑤の前後の申請免除期間について1月分ずつ追納していることが確認できるところ、申立期間⑤に係る追納期限は3年2月末日であり、オンライン記録によれば、当該期間について時効後による納付を理由として6年3月9日に保険料が還付された記録が確認できることから、納付期限を越えて納付されたため還付されたことが推認でき、申立期間⑤について納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間⑥については、オンライン記録によれば、当該期間の直前である昭和59年3月分について平成6年3月30日に追納していることが確認できるところ、同年3月30日以降に当該期間について追納申出の記録は確認できない上、申請免除の記録が変更された形跡等も見当たらない。

加えて、申立期間⑦のうち、昭和60年4月から63年5月までの期間については、市の国民年金被保険者台帳において、保険料納付が確認できない上、オンライン記録においても保険料納付は確認できない。また、平成2年7月7日に申立人に対して納付書が発行されたことが確認できるが、当該期間は時効により同納付書で保険料を納付できない期間である。

このほか、申立人が申立期間①、②、⑤、⑥及び⑦のうち昭和60年4月から63年5月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかにも当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から58年2月までの期間、同年4月及び63年6月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から41年12月までの期間及び46年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年12月まで
② 昭和46年5月

私が20歳になり少し経ったころ、職場に来ていた集金人の勧めにより、昭和41年の春に国民年金に加入した。集金人から7か月分の納付書が手渡され、その場で納付したと思う。その後、職場の先輩が結婚で退職する42年9月まで、彼女と一緒に保険料を納付していた。44年10月に実家に帰った時、20歳から国民年金に加入していることを両親に告げたところ、大変喜んでくれたことも記憶している。

58歳になった時、私は市役所で納付記録を見て、昭和40年9月から41年12月までの期間が未納期間であることを知り、大変驚いた。何度か市役所や社会保険事務所(当時)に行き、記録照会をしたが、結果は同じで納得できない。また、46年5月に保険料を支払っていない期間があることも納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている申請免除記録を有する被保険者の資格の取得年月日から、昭和41年度ごろに申立人の同手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認されるところ、この時点では、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人によれば、職場を訪問していた集金人を通じて国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後も納付していたとする供述は、申立人が当

時同部屋の住み込みで働き、一緒に保険料を納付していたとする職場の先輩の証言内容と合致しており、申立人及び職場の先輩が納付したと記憶する保険料の金額は申立期間の保険料金額と一致している上、職場の先輩の申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、1か月と短期間である上、その前後の期間については保険料を納付済みであるところ、オンライン記録によれば、申立人の昭和46年4月の国民年金保険料は平成13年6月19日に納付記録が追加されており、申立期間の昭和46年5月のみ未納であることが確認できるところ、i) 市の国民年金保険料収滞納一覧表では同年4月及び5月が未納と記録されていること、ii) 国民年金被保険者原票では同年度の納付欄には「10」と記載されていること、iii) 国民年金手帳によれば、同年5月が未納となっていることから、当時、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえ、申立期間についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和40年9月から41年12月までの期間及び46年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から60年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和45年12月に結婚したことをきっかけに、A町で国民年金に加入し、それ以降、婦人会の集金人に保険料を納めてきた。

平成19年ごろに、私の加入記録を確認すると、昭和58年7月から61年3月までの期間が未納とされていることが分かった。当時のB業は景気が良かったので、保険料を納付することに困っていたわけでもなく、中でも60年4月から61年3月までの期間は、任意加入の資格を喪失したことによる未加入期間とされており、私はそのような届けを出した覚えも無く、未納又は未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月に国民年金に任意加入し、申立期間直前の58年6月までの151か月の国民年金保険料を未納無く納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を友人と婦人会の集金人に納付していたと主張しているところ、その友人は、昭和51年1月から61年3月まで未納期間無く国民年金保険料を納付していることが確認できることに加え、申立人が集金人に同保険料を納付していた記憶があると証言している。

さらに、申立人は、家業のB業は安定しており、国民年金保険料を納付することに問題はなかったとしているところ、申立人の夫が、申立期間当時に加入する船員保険被保険者の標準報酬月額が28万円であることが確認できる上、

申立期間前後に住所の変更も見当たらないことから、申立期間①の国民年金保険料を収納するため、集金人が申立人宅を訪問していたものと推認でき、納付意識の高い申立人が、任意加入の資格を継続しながら、申立期間①の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間②については、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、昭和60年4月1日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できることから、納付組織の集金人が、申立人の国民年金保険料の収納を行えたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 58 年 3 月から 59 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 58 年 3 月から 59 年 12 月まで

昭和 36 年当時、私は学生で、親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。国民年金手帳には保険料を前納した記録があるものの還付されているとの説明を受けたが、そのようなことは無かったはずなので、よく調べて記録を訂正してほしい。(申立期間①)

また、私は、年金や保険は国によって運営されている制度であり、これに従い保険料を支払うことは、国民として当然果たさなければならない義務であると心得てきた。年金や保険、税金等においても同様の考えで、昭和 58 年当時は、会社を退職し、新しい仕事に取り組もうとしていた私にとって過渡期であり、正直、経済的にも苦しく、ほかの納付も遅れがちではあったが、何とか工面して、送られてくる納付書の保険料は必ず納付してきた。それも上記のような姿勢と考えがあったためである。58 年の確定申告書は無いが、59 年から現在に至るまでの分はすべて保管している。59 年の確定申告書を見てもらえれば理解してもらえと思うが、遅れながらも必ず保険料を納付し、その年に納付した分を申告している。申立期間の保険料のみが納付されずに放置されたとは到底考えることができず、納得できない。保険料の納付はおそらく市役所の窓口か、郵便局の窓口あるいは銀行の支店であったと思う。今回の申立期間について納付を裏付ける資料は 59 年分の確定申告書の控えしかないが、ご賢察の上、記録を訂正してほしい。(申立期間②)

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は当時学生であるが、申立人の所持する国民年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿から、申立人は任意加入被保険者として昭和35年11月15日に被保険者資格を取得していることが確認でき、制度開始前から任意加入するなど、申立人の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は申立期間①について保険料を前納していることが確認でき、申立人の所持している国民年金手帳の保険料前納記録にも、「前納年月日昭和36年5月24日、前納期間昭和36年4月から37年3月まで」と記載されており、申立期間について前納していたことが確認できる。

一方、申立人の国民年金被保険者原票には申立期間①の保険料について、「昭和36年5月25日還付」と記載されているものの、市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の前納保険料の還付欄が存在するにもかかわらず、還付の記録については一切記載が無く、申立人の所持する国民年金手帳にも還付記録欄が存在するものの、還付についての記載は全く無い上、申立人が厚生年金保険被保険者となったのは38年4月であり、それまで他の公的年金制度に加入していないことから、当該期間について還付される理由が見当たらない。

また、当時、市役所から申立人に通知された文書である「国民年金手帳の交付について」によれば、申立人が国民年金被保険者資格を喪失するに際して、国民年金手帳を返付する旨の記載があり、その年月日は昭和38年12月23日と記載されているところ、その上段には、「保険料納付2年分は通算年金通則法により65歳より老齢年金が支給されます。」と記載されていることから、この時点においても、市は申立人の申立期間①における保険料を還付していないと認識していることが推認でき、当該期間の保険料は還付されていないものと考えることが自然である。

申立期間②については、申立人は申立期間の一部にあたる昭和59年分の確定申告書（控）を保管しており、その社会保険料控除欄には、国民健康保険料とは別に「国民年金74,640円」と記載されており、同年分の国民年金保険料を申告していることが確認できる上、当該金額は、59年4月当時の保険料金額を12か月分合計した金額と一致していることから、申立人は一年分の保険料として申告していたことが推認できる。

また、申立人は、「多少遅れながらも送付された納付書分は必ず保険料を納付しており、納めた金額を申告している。」と申し立てているところ、オンライン記録では、昭和60年から62年について、すべて保険料が納付済みであることから、申立内容の信^{びょう}憑性は高い。

さらに、申立人が保管する昭和59年以後の3年分の確定申告書（控）を見

ても、申立人は各年分の国民年金保険料を申告していることが確認できることから、58年3月から同年12月までについても同様に保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除くすべての国民年金加入期間は納付済みであり、申立人の妻においても申立期間については納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1792

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成4年11月から5年9月までは20万円、5年10月から6年8月までは15万円であったと認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録を20万円及び15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年9月30日まで

私は、A社を昭和54年12月に設立し、平成7年12月に破産終結するまで、同社の代表取締役を務めていた。

年金記録によると、私の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成4年7月から同年10月までは50万円であったのに、同年11月から6年8月までは10万円弱に、不自然に引き下げられているので、実際の報酬に見合った50万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社から50万円の給与が支払われていた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成4年11月の月額変更届により、前月までの50万円から20万円に引き下げられており（申立人の長男である同社の取締役及び同社社員二人の標準報酬月額も前月より引き下げられ、20万円となっている。）、5年10月の算定基礎届においては、さらに15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人に係る当該届出については遡及訂正等の不自然な点は見受けられない上、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、ほかに、申立期間当時の申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主

により控除されていたとは認められない。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主で厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立人の給与から申立てどおりの報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと認めることができたとしても、申立人はこの時期においては、A社の代表取締役の地位にあったことが閉鎖登記簿謄本により確認でき、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

一方、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年9月30日）の後の同年11月22日付けで、4年11月から5年9月までの標準報酬月額が9万2,000円に、5年10月から6年8月までの標準報酬月額が9万8,000円に、それぞれ遡及して引き下げられていることが確認できる。この引き下げについては、取締役（申立人の長男）や当時の事務担当者も関与を否定しており、当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（9万2,000円及び9万8,000円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる証言は得られない。

また、遡及訂正された日（平成6年11月22日）より前の同年11月*日に、A社は破産宣告を受けており、同社の破産管財人となった弁護士は、「税務署以外に弁済処理はしておらず、厚生年金保険の標準報酬月額について減額訂正に係る届出は行っていない。」と証言しており、また、申立期間当時、取締役（申立人の長男）は、「実質的な会社の経営は、自分が行っていた。」と証言している。

さらに、申立人は、「平成2年以降は、病気のため就労できなかった。」と供述しており、同社の代表取締役として業務を執行できる状況にはなかったことから、申立人自ら遡及訂正に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年11月22日付けで行われた遡及訂正処理には合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成4年11月から5年9月までは20万円に、同年10月から6年8月までは15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年8月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月7日から同年12月6日まで

私は、昭和32年8月7日から33年4月20日までの間、A社において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する従業員名簿によると、申立人の入社年月日は、昭和32年8月6日と記載されていることが確認できることから、申立期間において継続して勤務していたと推認できる。

また、申立人が所持する年度不明の9月分の支払明細書によると、厚生年金保険料として270円が控除されていることが確認でき、これは昭和32年12月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額に見合う保険料額と一致している上、当該明細書には申立てに係る事業所であるA社と印字されていることから、32年9月の支払明細書であると認められる。

さらに、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員10人を抽出し、B社が保管する従業員名簿で入社日が確認できた5人について資格取得日と入社日を比較すると、一人は3日ずれがあるものの、残る4人は一致していることから、申立期間において同社は入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して

勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 32 年 9 月の支払明細書の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月10日、資格喪失日に係る記録を同年9月5日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月10日から同年9月5日まで

私は、昭和37年4月に、A社で既に退職が決まっていた事務員の後任者として採用されたが、入社後早々に、同社の取引先であったB社の重役に勧誘され、同年9月に同社の営業担当に転職した。

しかし、転職するまでの5か月間は、A社で正社員として勤務していたので、この期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に入社した際の前任者であったとする元事務員は、「私は、社会保険関係事務を担当しており、自分の後任者として同社に採用された申立人に、引継業務を行った記憶がある。」と証言している上、申立人が記憶している他の複数の元同僚の証言からも、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが推認できる。

また、A社における社会保険の加入時期について、上記の元事務員は、「従業員を入社と同時に社会保険に加入させており、故意に加入時期を遅らせることは無かった。」と証言しているところ、申立人が記憶する元同僚3人のうち、唯一証言を得られた者は、「私は、定時制高校を卒業後の昭和37年3月10日に新卒採用で他の同級生二人と共に同社に入社し、同時に厚生年金保険にも加入している。」と証言しており、元事務員の証言とも一致している。

さらに、上記の元事務員は、「私は、後任者である申立人への引継業務を優

先するあまり、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を失念した可能性がある。当時の上司であった専務は、給与事務を担当していたが社会保険関係事務は関与していなかったため、私が申立人の資格取得届を提出していなかったとしても、申立人の給与からは、他の従業員と同様に厚生年金保険料等が控除されていた可能性が高い。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した元同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することはできない。しかし、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後に資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しなかったとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所へ申立人に係る資格取得及び資格喪失の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月10日から同年9月5日までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月21日から42年6月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月から38年9月までは6,000円、同年10月から39年1月までは7,000円、同年2月から40年9月までは9,000円、同年10月から41年5月までは1万円、同年6月から42年5月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月ごろから42年6月1日まで

私は、昭和36年7月ごろB県の実家からA社のあったC市に移り、住み込みで勤務していたのに、42年6月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。保険料控除は明細書のとおり控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年9月21日から42年6月1日までについては、申立人の戸籍の改製原附票により、36年9月21日から43年5月15日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該事業所の所在地に住所を定めていたことが確認できる上、元同僚の証言及び申立人が所持する写真等から、申立人は、申立期間のうち、当該期間について、A社に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が所持している昭和39年2月分から同年4月分までの給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社の当時の事業主は、「詳しいことは分からないが、入所時より、申立人の給与から同保険料を控除していたと思う。」旨供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる元同僚は、「当時の元同僚 10 人の氏名を覚えており、従業員全員が健康保険及び厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種である元同僚等の記録及び申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和 36 年 9 月から 38 年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から 39 年 1 月までは 7,000 円、同年 2 月から 40 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 41 年 5 月までは 1 万円、同年 6 月から 42 年 5 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと考えられる旨を回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び算定基礎届が提出されたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が複数回に渡ってこれを記録しないことは考え難いことから、事業主は、昭和 42 年 6 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 9 月から 42 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月ごろから同年 9 月 20 日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年 9 月 21 日以前に被保険者記録が確認できる二人及び申立人の兄弟姉妹等の親族 8 人に、当該期間の当該事業所における勤務実態等を照会し、そのすべてから回答があったものの、申立人の主張を裏付ける証言や証拠は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（適用事業所名はA社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和43年10月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年2月20日まで

私は、A社に昭和36年9月13日入社後、58年12月19日退職まで継続して勤務していたが、43年10月1日から44年2月20日までの厚生年金保険の記録が欠落している。その欠落した期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「厚生年金保険加入期間に関する証明書」及び人事記録（社員台帳）並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該異動日については、人事記録によると、A社B工場への異動発令日は昭和43年8月5日となっているものの、同社は、「申立人は、空白期間（申立期間）、B工場で勤務していた。異動発令後も引継ぎのためC工場で勤務したこと及び異動先であるB工場において資格取得手続きが遅れたものと考えられる。」と回答していることから、同社B工場における資格取得日の同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和

44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月30日から同年5月27日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し、平成5年9月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和33年5月27日のA社D支店に係る新規適用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、申立人のみC支店からの異動であるが、申立人以外の6人については、全員が同社D支店の新規適用にあわせて、同社E支店の資格を同日に喪失していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和33年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる資料が残っていないため不明であ

るとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から同年8月31日まで

私は、平成19年4月からA社において勤務しているが、私の申立期間の標準報酬月額について、低く届け出されており、既に事業所から訂正届が提出されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初17万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年12月に17万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A社が保管する平成19年分賃金台帳から、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から37年3月まで

私は、昭和36年8月にA社を退職する際、退職後すぐに国民年金の加入手続をするように指導を受け、退職した月のうちに、市の出張所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の保険料は1か月当たり100円で、婦人会の集金人に納めていたが、加入当初は、国民年金手帳を交付してもらっていなかったため、しばらくは国民年金手帳の代わりに台紙へ領収印をもらっていた。半年か1年ほどたってから国民年金手帳を交付してもらい、それまで使っていた台紙を年金手帳に挟んでおいたが、台紙は紛失してしまった。

保険料を納め忘れていた期間があっても、集金人から未納期間があると教えてもらっていたので、未納をそのままにしておくことは無かった。年金記録を確認したところ、昭和36年8月から37年3月までの国民年金保険料が未納とされており、納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した昭和36年8月に、国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、37年10月22日に申立人及びその元夫連番で払い出されていることが確認でき、36年8月ごろに、申立人に対し、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和36年8月以降の保険料は、婦人会の集金人に納めており、しばらくは、国民年金手帳の代わりに台紙に領収印を押してもらっていたとしているところ、市によると、国民年金の加入手続後に国民年金手帳を交付するとともに、被保険者名簿を作成しており、同名簿をもとに市の集金人及

び納付組織が国民年金保険料を徴収していたとしており、国民年金手帳の発行前に、市の集金人及び納付組織が国民年金保険料を徴収していたとする、申立人の主張する事情はうかがえない。

さらに、申立人は、未納期間があったとしても、集金人から未納期間があると教えてもらい、保険料を納付していたとしているところ、市によると、過年度保険料は同市では収納できないため、市の集金人や納付組織が扱っていたとは考え難いとしている上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したとする具体的な記憶が無く、申立人の元夫についても、申立期間の同保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から53年5月まで

私は、会社を退職してA市に転居した昭和44年4月ごろに、親しくなった隣人が、「今なら、500円でおつりが出るくらいの金額で国民年金に入れる。」と話しているのを聞き、市の出張所で国民年金の加入手続きを行い、その後は送られて来た納付書と一緒に近くの銀行で保険料を納付し続けた。

私の記憶の中には、納付書はお札と同じぐらいの大きさで財布にスッポリと入ったため、その財布一つで、幼稚園に通っていた長女の手を引きながら保険料を納付していたことを覚えている。ところが、年金記録を確認したところ、A市に住んでいたころの大部分の期間の保険料の納付記録が無いと言われた。私は、会社で保険や年金の仕事に携わっていたこともあり、厚生年金保険の被保険者で無くなれば、国民年金に加入するとの認識があったので、保険料を払っていないと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和44年4月ごろに、新たに移り住んだA市で国民年金に加入し、その後の国民年金保険料は近くの銀行で納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、53年6月5日に国民年金の任意加入による被保険者資格を取得した申立人について、同年4月に社会保険事務所(当時)がA市に対して割り振った番号であることが確認できることから、このころに加入手続きが行われたものと推認され、申立人は、任意加入の被保険者となるため、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができない上、申立人が、44年4月ごろに加入手続きを行い、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から52年12月まで

昭和54年ごろに近所に住む伯母から国民年金の保険料をさかのぼって払える救済措置があることを聞き、A市役所に相談に行った同市役所で脱退手当金を受けたことを伝え、その期間を含めて20歳までさかのぼって納めることができると説明を受けて手続を行った。当時、保険料を一括して払うことができなかつたので、当月分と遡及分そきゆうを合わせて毎月1万円強を現金で同区役所に数回納めたことを覚えている。

保険料を納付した際に受け取った領収書も、これまでの引越しで紛失し、当時のことを証明するものは残っていないが、領収書が緑色をしていて、縦15センチ、横30センチくらいであったと記憶している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろに国民年金の加入手続を行った後、当年度に納める保険料とさかのぼって払う保険料を同時に数回納めていたとしているが、保険料を納めた期間及び時期について明確に記憶しておらず、金額についても、当初、申立書では1万円強としていたところ、その後の聞き取りにおいては不明と変更しており、供述内容が曖昧あいまいである。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期については、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年1月ごろと推認できるが、国民年金被保険者原票では、申立人は55年3月から56年7月にかけて53年1月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるとともに、A市の国民年金保険料収滞納一覧表においても、最初の納付記録が55年7月から確認で

きることから、このころから保険料の納付を始めたと推認でき、申立人が申立期間の保険料を第3回特例納付（実施時期は53年7月から55年6月まで）により納付したとは考え難い。このため、申立人が遡及して分割で納付したと主張する保険料は、54年1月ごろと推測される加入手続時に、本来、制度上、さかのぼって保険料を納めることを要しない任意加入被保険者となるべき資格を強制加入被保険者として調整されたために、当時、納付が可能とされた53年1月から申立人が初めて保険料を納付するまでの期間について、過年度保険料として納付したものとするのが自然である。

さらに、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録及びA市が保管する納付記録に申立人が申立期間に係る保険料を納付した記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から43年9月まで

私は、ねんきん特別便が届いたので、年金記録を確認したところ、兄の事業を手伝っていたころの国民年金の記録が無いことが分かった。

国民年金保険料は、兄が納付しており、実直な兄が自身の国民年金保険料のみを納付して、私の保険料を納付しないとは考えられないので、第三者委員会に申立てした。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和58年6月1日にA市で払い出されていることが確認できる上、申立期間に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人及びその兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は兄が行ったとしており、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料の納付を行ったとする兄は既に亡くなっているため、具体的な納付状況等が確認できない。

さらに、申立人及びその兄が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

結婚当時、親戚が事業を経営しており、夫が使用人として働いていた。私達夫婦の国民年金は、その親戚が加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。記録を見ると、夫はすべての期間が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ未納とされている期間があり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和39年5月7日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳の発行日は昭和39年5月6日であることが確認できる上、同手帳の昭和36年度の検認記録欄を見ると、申立期間の一部である36年4月から同年12月までの欄に、「届出前消滅」と押印されていることから、当該期間は、同手帳が発行された時点において、時効により納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の親戚は、既に亡くなっているため、具体的な納付状況が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から47年9月まで

実家に集金人が来て、母は家族の国民年金保険料を納付していた。4歳年上の姉が20歳から嫁ぐまで納付済みとなっているので、私の分も必ず納付していたはずだと思う。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月28日に任意加入した際に払い出されており、この時に初めて国民年金に加入したものと推認されるため、実家に来た集金人に納付していたとの主張とは一致しない上、申立期間に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付してくれたと主張しているが、申立人は納付に直接関与しておらず、また、申立人の母親は既に死亡しているため、具体的な納付の状況が不明である。

さらに、申立期間である申立人が20歳に達した日から結婚までの昭和47年10月より前の期間については、上記のとおり、申立人の母親が申立人の加入手続きを行い、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の姉については、国民年金に加入しているにもかかわらず、任意加入の学生であった期間の資格を取り消していることから、申立人の母親は、申立人が学生であった39年7月から42年3月までの期間についても任意加入の手続きを行わなかったものと考えることが自然であり、申立人が大学を卒業した同年4月から44年3月までの期間は、申立人はA共済組合の組合員であったことから、申立期間において申立人の国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

私の義父が、昭和36年4月に私の国民年金の加入手続を行い、私が、毎月、家に来ていた集金人に、家族全員の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその義妹の同手帳記号番号は、昭和39年1月21日に連番で払い出されていることが確認できるが、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳の発行日は昭和39年1月20日であることが確認できる上、同手帳の昭和36年度の検認記録欄を見ると、申立期間の一部である36年4月から同年9月までの欄に、「届出前消滅」と押印されていることから、当該期間は、同手帳が発行された時点において、時効により納付することができなかったことが確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金過年度未納保険料預り証によると、昭和37年1月から38年3月までの期間（15か月）の国民年金保険料を、39年3月9日に市が過年度保険料として領収していることが確認できることから、この納付を行った同年3月9日の時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったことが推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から23年9月まで

私は、昭和21年6月に、A社（現在は、B社）に、当時の会長の紹介で就職し、昭和23年9月に結婚のために退職するまで、正社員として勤務した。

しかし、年金記録には、A社における私の厚生年金保険被保険者期間が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年6月から23年9月までA社で継続して勤務していた。」と主張しているところ、21年2月に就職したとしている元従業員が、「申立人は、勤務していた時期は不明であるが、同社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は、勤務していた期間は特定できないものの、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、22年12月1日に適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同年12月1日から23年9月までの期間は、当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間であることが確認できる。

さらに、上記名簿によると、申立人が記憶している申立期間当時の元同僚3人は、いずれも昭和18年4月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、申立人が入社したとしている21年6月の時点では既に同資格を喪失していることが確認できる上、上記の申立人の在籍を証言している元従業員は、同社がC社として厚生年金保険の適用事業所となった30年5月1日に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得しており、「私は、申立期間当

時、A社では厚生年金に加入していなかった。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった期間においても、従業員の在籍期間すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、上記の元従業員は、「厚生年金に加入していなかった申立期間においては、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」とも証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月から同年4月30日まで

私のA社における厚生年金保険加入記録は、昭和24年5月からとなっているが、私は同社に同年2月から勤務していたので、この3か月間の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和24年5月1日から同年7月1日までの期間、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、同社の元従業員14人に申立人の勤務実態について文書で照会した結果、回答があった10人全員が申立人を記憶していない上、同社は49年に解散していることから、申立人が申立期間においても同社に在籍していたことが確認できない。

また、A社の元従業員の一人は、「同社では見習い期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、別の元従業員は「学校卒業後の、昭和24年3月10日ごろ入社した。」と証言しているところ、当該元従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、同年5月1日となっている。

さらに、申立人が、「自分より先にA社に入社していた。」と主張する先輩社員3人のうち1人については、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が申立人と同日の昭和24年5月1日となっていることが確認できる。

加えて、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている計117人の同被保険者資格の取得状況は、昭和23年12月1日付けが40人、24年3月10日付けが5人、同年5月1日付けが72人（申立人を含む。）と、特定の日に合わせて取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社では、厚生年金保険の加入手続を入社と同時に
行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに元従業員の証言等、申立人
の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も
見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する
と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 7 月まで
② 昭和 40 年から 41 年まで
③ 昭和 41 年 6 月から 43 年 3 月まで

A社には昭和 39 年 7 月 25 日から約 1 年間、B店（現在は、C社）に 40 年から 41 年にかけて約 1 年間、D社に 41 年 3 月 28 日から約 2 年間勤務した。調査のうえ年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元同僚でもある現在の事業主は、「期間ははっきりしないが、申立人は、1年くらいは勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も確認できないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する 17 人のうち、所在が確認できた 7 人に申立人の勤務実態について照会を行い、5 人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

2 申立期間②については、申立期間においてB店で勤務していた元上司は、「申立期間当時は、新しい部門を立ち上げた時期で、そのころに申立人が入社してきた。」と証言していることから、申立人が申立期間ごろに当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は現存しているものの、現在の事業主は、「現在会社は休眠状態であり、申立期間当時の資料は何も残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、B店において厚生年金保険の被保険者資格を有する約80人のうち、所在が確認できた22人に申立人の勤務実態について照会を行い、15人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

さらに、B店に係るオンライン記録によると、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない

- 3 申立期間③について、申立人は、「D社において、昭和41年3月から43年3月まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、D社が保管する賃金台帳によると、申立人に対して給料が支払われているのは昭和41年4月から同年6月までとなっている上、厚生年金保険料の記載は4月、5月の欄には無く、6月と7月の欄にそれぞれ2か月分、1か月分の合計3か月分(3月、4月及び5月分)の厚生年金保険料の控除が確認でき、オンライン記録と一致する。

また、オンライン記録により、申立期間当時、D社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する約140人のうち、所在が確認できた26人に申立人の勤務実態について照会を行い、10人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

- 4 さらに、申立期間①、②及び③については、住所地を管轄する公共職業安定所において、申立期間の雇用保険被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から25年6月1日まで

昭和21年9月1日から25年6月1日まで、A社に勤務した期間の年金記録が空白となっている。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚の一人が、申立期間当時の同僚の一人として記憶していた者の氏名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できない。

また、元従業員の一は、「昭和20年10月ごろから1年間勤務した。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、3か月しか厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人と元同僚の一人が、記憶している元上司は、申立期間以前に既に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人及び上記の元従業員は、勤務していた期間の従業員数について、それぞれ12～13人、30人以上と証言しているところ、A社に係る被保険者名簿における被保険者数は、それぞれ4～7人、7～9人であることが確認できる。これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所には厚生年金保険に加入していなかった従業員が複数存在したことがうかがえ、また、厚生年金保険に加入させていた従業員についても、すべての勤務期間について同保険に加入させていたわけではなかったことが推認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見

当たらない上、閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和 56 年 10 月*日に解散しており、申立期間当時の給与事務担当者の所在も不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 25 日から同年 5 月 31 日まで

私は、A市にあったB社に勤務していたが、同社がC市に所在地を移転した時の記録が欠落している。同じ事業所で継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B社に継続して勤務していたとしているところ、同社の元従業員及び元理事の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社を吸収合併したD社は、「地震で事務所が倒壊し、一時事務所を移転したことから、申立期間当時の書類は申立人の失業保険被保険者資格喪失通知書離職証明書しか残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、E社（A市）は、申立期間直前の昭和 38 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社（C市）は、申立期間直後の同年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立期間は、両事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

さらに、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなると同時に被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となると同時に被保険者資格を取得している者が申立人の他に二人確認できるが、二人とも既に死亡しており、申立期間における給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 6 月 16 日まで
② 昭和 50 年 12 月 31 日から 51 年 2 月 19 日まで

私は、A社に昭和 49 年に入社し、勤務し、53 年まで同社を退職することなく継続して勤務したので、厚生年金保険の記録が空白になるはずがない。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録により、申立人がA社からB社、その後C社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 49 年 8 月 8 日に被保険者資格を取得した者が 159 人確認でき、そのうち申立人と同日の同年 12 月 31 日に同資格を喪失した被保険者が 42 人確認できることから、同社は多くの従業員について一時期に厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、オンライン記録により、当該 42 人のうち申立人と同日の昭和 50 年 6 月 16 日にB社において、再度同資格を取得した被保険者が 7 人確認でき、そのうち所在の確認できた 5 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、一人から回答を得られたものの、申立人のことは覚えておらず、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

申立期間②については、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 50 年 6 月 16 日に被保険者資格を取得した者が 52 人確認でき、そのうち申立人と同日の同年 12 月 31 日に同資格を喪失した被保険者が 15 人確認できるところ、当該 15 人のうち申立人と同日の 51 年 2 月 19 日にC

社において、再度同資格を取得した被保険者が 11 人確認でき、そのうち所在の確認できた 6 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、3 人から回答を得られたものの、申立人のことは覚えておらず、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、申立期間①及び②において申立人が記憶する元同僚 3 人についても申立人と同様のオンライン記録であることが確認できる上、申立期間①の事業所は、その後名称が D 社に変更となり昭和 60 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成 9 年 3 月 1 日に再度新規適用を受け現存するものの、当時の資料は保管しておらず、当時の状況は不明と回答している。

加えて、申立期間②に係る B 社及び C 社は既にそれぞれ解散しており、事業主から申立期間当時の状況を聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月31日から同年11月30日まで
私は、昭和29年6月ごろ、勤務していたA社が倒産状態に陥ったため、同年8月末に退職するまでは同社に数回出社して残務処理をする一方で、B社(現在は、C社)においても勤務し始めた。

B社では、当初は見習いであったが同年8月ごろからは本採用となり、同年12月にD社に転職するまで勤務していたので、B社で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和29年6月ごろからB社に見習いとして勤務し始め、同年8月ごろに本採用となり、同年11月30日まで勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間中においてB社で厚生年金保険被保険者期間が確認できる17人のうち、住所が判明した5人に申立人の勤務実態について文書で照会したところ、回答があった5人全員が申立人のことを記憶していないと回答している上、C社に、当時のB社の資料が残っていないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、「B社を退職後、D社に入社するまでには数か月、公共職業安定所に通っていた。」とも供述しており、申立期間は、オンライン記録により確認できるA社とD社のそれぞれの厚生年金保険被保険者期間の間の3か月(被保険者期間としては4か月)であることから、申立人は、申立期間の全部又は一部について、B社を退職後、厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月17日から27年8月1日まで
私はA社（現在は、B社）に昭和24年5月17日に就職し、同社を62年3月31日に退職するまで、継続して勤務したが、申立期間の年金記録が欠落している。調査のうえ、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の職員名簿及び昭和62年分の退職所得の源泉徴収票により、申立人が24年5月17日から62年3月31日までの期間、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、昭和21年から28年までの期間にA社に就職した元職員で、連絡の取れた3人のうち2人は、「自分が同社で厚生年金保険に加入したのは、就職から2年ぐら以後である。」とそれぞれ証言しており、残りの一人は、「25年10月ごろ同社に就職したが、厚生年金保険に加入したのは、申立人と同じ27年8月1日である。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社では、職員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記の元職員3人は、「厚生年金保険に加入するまでの間、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」とそれぞれ証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 1 月 16 日まで
② 昭和 43 年 1 月 16 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで、A社B支店（43 年 1 月 16 日から、C社。現在は、D社）で勤務していたが、その期間の標準報酬月額に疑問がある。

入社当初の昭和 40 年 3 月からの標準報酬月額 2 万 6,000 円は、記憶している給与額に近いが、同年 8 月から、標準報酬月額は 1 万 6,000 円に減額されている（申立期間①）。

また、昭和 41 年 10 月からの標準報酬月額は 6 万円となっており、これは制度上の上限額なので仕方がないと思うが、その後も、標準報酬月額は、43 年 1 月からは 2 万円、同年 4 月からは 3 万円と低い（申立期間②）。

私は、一般の社員とは異なり、後に独立して当該会社の専属の代理店を営営することが予定されていた「独立社員」として勤務していた。そのため、給与が下がることはなく、昭和 41 年中ごろからは、年収が 120 万円から 160 万円ぐらひはあったので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間①及び②当時、申立人は、その主張する額の給与が支払われていたことは推認できる。

しかしながら、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額は、該当年度に適時に処理されており、遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社及びC社のB支店又はE支店に勤務

していたとする6人の元独立社員の申立期間①及び②における標準報酬月額についても、申立人と同様に、昭和40年8月から41年9月までは6万円であり、このほかの期間においても、同程度(1万6,000円から3万円までの範囲内)であることが確認できる。

さらに、A社及びC社のE支店の独立社員であったとする元従業員は、「健康保険や厚生年金保険は、固定給だけを計算の基礎として届出を行っていた。当時の大卒の初任給が2万円くらいであり、これと同程度の固定給だったと思う。」と証言している。

加えて、A社及びC社のB支店の独立社員であったとする元同僚は、「厚生年金保険料を支払いたくない者もいたので、給与を下げて賞与を増やすような措置をしていた。当時は、制度上、賞与から厚生年金保険料を控除しなかった。」と証言している。

このほか、申立期間①及び②について、毎月の給与支給額、及び申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 10 日から 33 年 4 月 1 日まで
昭和 32 年から A 職として B 社 C 支店に勤務した。当時、歩合制で最低保障 1 万 8,000 円の賃金があった。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間について期間は特定できないものの、申立人が B 社（現在は、D 社）で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「申立人についての記憶はあるが、入社時期は覚えていない。当時、厚生年金保険に加入しない職人は多くいた。」「A 職は歩合制であったため、厚生年金保険に加入しない場合があった。」「職人の厚生年金保険の加入については不明である。」旨、それぞれ証言しており、申立人が申立期間について厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、D 社は、「申立期間当時は、職人の中でも在籍職人か、非在籍職人かによって厚生年金保険の加入の取扱いも違っていた。申立人が申立期間において勤務していたのか、また、在籍職人なのか非在籍職人なのかは書類も無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務期間は特定できず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、B 社に係る記載は無い上、申立期間当時の、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 27 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 7 月 26 日付けで A 社の取締役を任期満了により退任し、それと同時に関連会社である B 社の代表取締役に就任した。当時、同社の常勤であったが、赤字経営だったため、その他の関連会社である C 社(現在は、D 社)等の非常勤の取締役に就任し、それぞれの会社から給料が支給されていた。厚生年金保険被保険者記録によると、A 社の資格喪失日が昭和 54 年 7 月 27 日、C 社の資格取得日が同年 8 月 1 日となっており、1 か月の欠落があるのは理解できない。昭和 54 年分の収入明細を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人は、A 社において昭和 54 年 7 月 27 日に被保険者資格を喪失し、C 社において同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できること、i) A 社が保管するマスターリスト(人事記録)において、申立人の退職日は同年 7 月 26 日であることが確認できること、ii) 閉鎖登記簿謄本の役員欄において、申立人は退職日と同日に同社の取締役を退任していることが確認できること、iii) D 社(当時は、C 社)が保管する被保険者台帳によると、申立人の資格取得日は同年 8 月 1 日であることが確認できること、iv) 同社によると、申立人の在籍は同日からであるとしていること、v) 閉鎖登記簿謄本の役員欄において、申立人は同月 25 日に C 社の取締役に就任していることが確認できることから、申立期間において、申立人の両社における在籍は確認できない。

一方、申立人は、申立期間当時、B 社の業務執行責任者として同社に出勤し

ていたとしているところ、閉鎖登記簿謄本において、申立人は昭和 54 年 7 月 27 日に同社の代表取締役役に就任していることが確認できる上、当時から同社に在籍している従業員がそれを裏付ける証言をしている。

しかしながら、申立人から提出されたメモに記載されている昭和 54 年分の社会保険料控除額 (28 万 3,280 円) は、申立期間を除く同年 11 か月分に係るオンライン記録の標準報酬月額 32 万円 (当時の厚生年金保険の最高等級に相当する額) に当時の厚生年金保険料率を乗じた厚生年金保険料額 (16 万 160 円) に、申立期間を除く同年 11 か月分の健康保険の最高等級に相当する標準報酬月額 38 万円に当時の健康保険組合の保険料率を乗じた健康保険料額 (12 万 3,120 円) を加えた額と一致することから、申立人の申立期間に係る 1 か月分の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことがうかがえる。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 58 年 8 月 1 日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社によると、申立期間に係る資料は保存しておらず、申立人が主張する届出及び保険料控除については不明であるとしているものの、同社に保存されていた申立人に係る 56 年 1 月から 57 年 12 月までの賃金台帳及び 58 年 8 月から同年 11 月までの給与支給明細書控えによると、56 年 1 月から 57 年 12 月まで及び 58 年 8 月の給与からは厚生年金保険料の控除は無く、同年 9 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該期間について同名簿どおりの保険料控除が確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) 第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者 (申立人) が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 10 月に入社し、44 年の春か夏に、2 週間の講習を受け、資格を取得したのを覚えているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 44 年 10 月からになっているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社（申立期間当時の適用事業所名は、B社）に昭和 43 年 10 月に入社した。」と主張しているところ、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していること等から、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、申立期間直前の昭和 43 年 9 月に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間中の 44 年 7 月に同資格を喪失した元従業員は、「私は、社会保険労務士に渡すための社員の名簿等を作成する仕事をしていたが、申立人はいなかった。」と証言している。

さらに、申立人も当該元従業員のことを記憶していない上、昭和 44 年 5 月に被保険者資格を取得している元同僚は、「私が入社してしばらくしてから、申立人が入社してきた。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。